

21川監公第9号  
平成21年8月7日

川崎市職員措置請求について（公表）

平成21年6月10日及び12日付けをもって受理した標記の請求について、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査  
を実施しましたが、同条第8項に定める監査委員の合議に至らなかったので、  
請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

|         |   |   |    |
|---------|---|---|----|
| 川崎市監査委員 | 鹿 | 川 | 隆  |
| 同       | 奥 | 宮 | 子  |
| 同       | 後 | 藤 | 晶  |
| 同       | 宮 | 原 | 春夫 |

(別紙)

21川監第499号  
平成21年8月6日

請求人           A           様  
                  ほか   7名様

|         |   |   |    |
|---------|---|---|----|
| 川崎市監査委員 | 鹿 | 川 | 隆  |
| 同       | 奥 | 宮 | 子  |
| 同       | 後 | 藤 | 晶  |
| 同       | 宮 | 原 | 春夫 |

#### 川崎市職員措置請求について（通知）

平成21年6月10日及び12日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたが、同条第8項に定める監査委員の合議に至らなかったため、その旨を次のとおり通知します。

## 監査の結果

### [請求内容]

川崎市監査委員  
御中

2009年6月10日及び12日

住所 (略)  
氏名 (略)  
職業 (略)  
代理人 別紙代理人目録のとおり (略)

#### 川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置請求書

※ 請求書本文について、住所、氏名、職業及び代理人目録の記載内容を省略したほか、原文のまま記載した。

#### 第1. 請求の趣旨

1. 川崎市は、(株)エムケイグループに対し、認可保育園2園(上小田中スマイル保育園及び溝口スマイル保育園)に対し、以下のとおり補助金等の支給を行った。  
(1) 上小田中スマイル保育園

| 上小田中スマイル保育園              | 金額(円)     | 支払日        |
|--------------------------|-----------|------------|
| 商店街店舗活用保育施設設備費補助         | 3,750,000 | 2008年3月31日 |
| 運営費4～6月分                 | 235,488   | 2008年4月1日  |
| 同7～9月分(国基準)概算            | 7,984,290 | 2008年6月20日 |
| 同7～9月分(市加算)概算            | 267,600   | 2008年6月20日 |
| 同(市加算)4～6月精算             | 32,112    | 2008年9月24日 |
| 同10～12月分(市加算)概算          | 268,776   | 2008年9月24日 |
| 同(国基準)10～12月概算           | 7,604,340 | 2008年9月24日 |
| 同(国基準)4～6月精算             | 1,000,470 | 2008年9月24日 |
| 延長保育費4～6月概算              | 683,598   | 2008年7月7日  |
| 延長保育費7～9月概算              | 854,499   | 2008年10月3日 |
| 平成20年度民間保育所育成費助成金4～6月    | 2,420,355 | 2008年8月    |
| 同7月分                     | 525,335   | 2008年8月    |
| 同8月分                     | 525,335   | 2008年9月    |
| 同9月分                     | 525,335   | 2008年10月   |
| 平成20年度民間保育所開所時間延長促進事業補助金 | 2,300,000 | 2008年8月    |
| 平成20年度民間小規模保育所施設賃料補助金    | 3,240,000 | 2008年10月   |

|    |            |
|----|------------|
| 小計 | 32,217,533 |
|----|------------|

## (2) 溝口スマイル保育園

| 溝口スマイル保育園                | 金額 (円)     | 支払日        |
|--------------------------|------------|------------|
| 施設整備補助金                  | 21,377,000 | 2008年3月31日 |
| 運営費 4～6 月分               | 192,672    | 2008年4月1日  |
| 同 7～9 月分(国基準)概算          | 6,355,620  | 2008年6月20日 |
| 同 7～9 月分(市加算)概算          | 214,080    | 2008年6月20日 |
| 同(市加算) 4～6 月精算           | 11,004     | 2008年9月24日 |
| 同 10～12 月分(市加算)概算        | 235,179    | 2008年9月24日 |
| 同(国基準) 10～12 月概算         | 6,602,160  | 2008年9月24日 |
| 同(国基準) 4～6 月精算           | 287,590    | 2008年9月24日 |
| 延長保育費 4～6 月概算            | 170,898    | 2008年7月7日  |
| 延長保育費 7～9 月概算            | 512,700    | 2008年10月3日 |
| 平成20年度民間保育所育成費助成金 4～6 月  | 2,418,480  | 2008年8月    |
| 同 7 月分                   | 525,335    | 2008年8月    |
| 同 8 月分                   | 525,335    | 2008年9月    |
| 同 9 月分                   | 525,335    | 2008年10月   |
| 平成20年度民間保育所開所時間延長促進事業補助金 | 2,300,000  | 2008年8月    |
| 平成20年度民間小規模保育所施設賃料補助金    | 4,063,500  | 2008年10月   |

|    |            |
|----|------------|
| 小計 | 46,316,888 |
|----|------------|

## (3) 小括

(1)及び(2)の補助金等の合計は、金78,534,421円となっている。

2. (株)エムケイグループ(豊島区東池袋2-60-3、設立平成8年10月、資本金1億1780万円、初見雅人社長、従業員70名)は平成6年に創業され、携帯電話やOA機器販売・リース、内装工事を目的に同8年10月(有)エムケイグループとして法人化され、同12年6月には株式会社に改組された。

同社は、当初は通信機器やOA機器の販売を行っていたが、平成15年頃より保育所・学童保育所の運営事業を開始し、同20年までに保育所、学童クラブ「ハッピースマイル」の運営(9割)を主力に事業を展開し、都内、埼玉、神奈川を中心に29ヶ所の保育所を設置し、保育園児約300名を収容した。

川崎市内の施設は、認可保育所が上小田中スマイル保育園(中原区上小田中、

利用園児24人)、溝口スマイル保育園(高津区溝口、同22人)の2園で、認可外保育園がハッピースマイル高津駅前園(同区溝口、11人)、ハッピースマイル溝の口駅前園(同区久本、同15人)の2園で、計4園である。

ところが、別事業部門のOA機器事業の受注減少から資金繰りが悪化し、平成19年度には経営状況が悪化し、平成20年後半以降には給与や取引先への支払遅延が現実化し、また金融機関からの新規融資も困難な状態となり、平成20年10月31日、川崎市に対し、全園の閉鎖を通知した。

多感な時期を過ごす乳幼児・幼児の保育を行う保育所において保育の安定性・継続性は不可欠である。本件保育所の閉鎖が児童・保護者に与えた影響は計り知れない。

3. 上記のとおり、保育には安定性・継続性が不可欠であるところ、他業の失敗で保育所を一斉に閉鎖するような企業への補助金の支出には公益性・公共性がない。

すなわち、本来あるべき保育としては、川崎市において公の保育として展開されるべきで、これを安易に民間に「丸投げ」、ないし依存することはあってはならないところであり、仮にこの原則をさておいても、公金の支出である以上、川崎市としては保育業務の安定的継続性を前提にその補助金等の助成をするのでなければ、その公金支出に公共性、公益性は存在しない。

従って、川崎市として上記公金の支出に際しては、対象事業者、本件にあってはエムケイグループが健全に安定的に保育業務を継続できるかどうか、万が一にも閉鎖、倒産の事態を招来し、その公金の支出が「税金のムダ遣い」とならないように対象事業者の経営状況、財務に関する資料を総合的に検討し、その支出に公共性、公益性があるかどうか検討、吟味することが必須となっている。

しかるところ、第1項の補助金等の支出との関係でいうと、エムケイグループは、平成19年度末には経営が困難を来し、平成20年後半には給与や取引先への支払遅延が発生し、金融機関からの新規融資も難しい状態となり、平成20年10月31日に全園廃止の通知を行う事態となった。

そうだとすると川崎市として、平成20年4月の新年度を迎えるにあたり、エムケイグループの上記経営実態を財務諸資料に基づいて総合的に検討したならば、エムケイグループに安定的に継続的に保育業務を展開することはできないとの結論に至り、従って、平成20年度の新年度に係る補助金等の支払には公共性、公益性がないと判断すべきところとなっていたといわざるをえない。

ちなみに、マスコミ報道によると、川崎市は会計関係諸資料につき公認会計士にチェックを受けさせることなく前記補助金等の支出を行った。

ところで、地方自治法(第2条14項)は、「地方自治体は、その事務の処理をするに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげなければならない」と定め、また、地方財政法(第2条)は、「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め」ることを規定し、同法(第4条)は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度

をこえて、これを支出してはならない」と規定しているから、川崎市による上記補助金等の支出はこれらの規定に照らして違法というほかない。

よって、上記一連の補助金等の支出は、地方自治法242条で定める「違法もしくは不当な公金の支出」であり、川崎市長及び関係職員は、川崎市に与えた損害につき、損害賠償責任を負うものである。

そこで、請求人らは、地方自治法242条に基づき、川崎市長及び関係職員に対する監査委員のしかるべき勧告を求めて、本監査請求に及んだ次第である。

## 第2. 措置請求

川崎市長は、川崎市を代表して、阿部孝夫及び関係職員に対し、金78,534,421円及びその遅延損害金を支払うよう請求せよ。

## 第3. 疎明資料

- 1 報道記事 3種類
- 2 開示資料一式

代理人目録 (略)

## [結果]

### 第1 請求の受理等

- 1 本件措置請求は、平成21年6月10日（請求人1名：その1）及び同月12日（請求人7名：その2）に請求書が提出された。その1及びその2の請求は、請求内容及び事実を証する書面並びに代理人も全く同一であったので、一括して取り扱うものとした。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項において、住民監査請求は、怠る事実を対象行為とする場合を除き「請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」と規定している。

本件措置請求は、違法又は不当な公金の支出に関して損害賠償を求めるものであるが、請求の趣旨に記載のうち、次の表のものは本件措置請求書その1及びその2の提出日である平成21年6月10日及び12日の時点で、行為後1年を経過している。

| 上小田中スマイル保育園      | 金額（円）     | 支払日        |
|------------------|-----------|------------|
| 商店街店舗活用保育施設設備費補助 | 3,750,000 | 2008年3月31日 |
| 運営費4～6月分         | 235,488   | 2008年4月1日  |

| 溝のロスマイル保育園 | 金額（円）      | 支払日        |
|------------|------------|------------|
| 施設整備補助金    | 21,377,000 | 2008年3月31日 |
| 運営費4～6月分   | 192,672    | 2008年4月1日  |

また、1年を経過したことについて法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」も主張されていない。なお、資料として添付されている新聞報道も平成20年12月15日付けのものとなっていることから、少なくとも請求人は、その時点で保育園の閉鎖等を知ることができたものであり、本件措置請求書の提出日において半年程度経過していることからしても「正当な理由」があると認めることはできず、所定の要件を欠くものである。なお、上記表のうち、上小田中スマイル保育園への支出としている商店街店舗活用保育施設設備費補助（正しくは保育施設整備費補助）3,750,000円については、請求人が提出した資料によると、上小田中スマイル保育園への支出ではなく認可外の保育施設（仮称ハッピースマイル高津駅前園）へ支出したものであったので、その点においても要件を欠くものである。

したがって、その他の行為後1年以内のもの（52,979,261円）に限り、所定の要件を具備しているものと認め、平成21年6月10日付け（その1）及び同月12日付け（その2）で、これを受理した。

なお、監査対象局は、市民・こども局とした。

### 第2 監査の実施

#### 1 請求人の陳述

監査実施に当たり、法第242条第6項の規定に基づき、平成21年7月7日、請求人から陳述の聴取を行った。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、市民・こども局の関係職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

## 2 関係職員の陳述

平成21年7月7日、関係職員から陳述の聴取を行った。

関係職員の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

## 3 監査対象事項

本件措置請求の内容、請求人及び関係職員の陳述を勘案し、監査事項を次のとおりとした。

- (1) 株式会社等の営利法人に小規模認可保育所を運営させることは、児童福祉法の趣旨に反して、違法又は不当か。
- (2) 小規模認可保育所の選定における株式会社エムケイグループ（以下「エムケイグループ」という。）の財務内容等に関する川崎市の検討に、違法又は不当はなかったか。
- (3) 川崎市のエムケイグループに対する運営費及び補助金の支出は、違法又は不当か。また、当該支出を行ったことにより、川崎市長等に損害賠償を求めるべきかどうか。

## 第3 監査の結果

### 1 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 市は、財政的見地から「保育事業」を厄介物のように扱い、民間に「丸投げ」しようとしている。ここには、将来を担う子どもたちをどう育てていくか、心豊かな子どもたちをどう育てていくかという視点はかけらもみられない。
- (2) 市は、保育の直接の提供を他者に委ねる場合でも、保育の質の確保に対する最終的な責任を負っている。営利企業とは整合し得ない保育事業を、営利企業に委ねるとするならば、営利企業でない者に対して保育を委ねる場合よりも、保育の質に対して市が負う責任は、一層重いものとならざるを得ない。したがって、営利企業に保育事業を認可する際には、一層、慎重な審査をするのが当然である。
- (3) 別の公立保育園の民営化に当たって開催された説明会において、保護者が市に対し、今回のようなことが絶対起こるのではないかとということを質問していた。そのときに市は、私たちが責任を持って選定するので信用してくださいというような内容の回答をしている。今回の件は、認可のあり方、運営状況の把握、運営費の使われ方、いずれも、市は十分な対応を行ったとは考えられない。
- (4) 経営破たんの可能性を予測するようなチェックをしたのか。チェックさえしていなければ、行政は予測可能性を言う資格はない。明らかに手続違反である。破たんは予測できたと思っている。平成20年10月31日に全園廃止で保育園はつぶれたということで、結果は明白である。お金を出して半年後につぶれたとい

うことは明白である。常識的に言えば、半年前にわかる。それは本業の業務の赤字か黒字かのチェックも、一体的、総合的にやっていたらわかる。予測可能性はあった。

- (5) 当初から補助金を出すべき事業ではなかったし、そういう会社経営の実態で支出自体が間違いで、支出全体が市の損害である。

なお、後日、上記(3)に関する説明会の記録が監査委員あて提出された。

## 2 監査対象局の説明

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

### (1) 保育所について

#### ア 保育の実施について

市町村は、児童が保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないとされており（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項）、保育の実施義務は市町村にあるものとされている。

保護者から保育所の入所申込みがあった場合には、市町村は、保育サービスの提供を自らが設置する公立保育所で実施するか、社会福祉法人等が設置する民間保育所に委託して実施することとなる。

#### イ 保育の実施に要する費用について

市町村は、市町村の設置する公立保育所における保育の実施に要する保育費用のみならず、市町村以外の者の設置する民間保育所における保育の実施に要する保育費用についても、支弁をすることとされている（児童福祉法第51条第3号及び第4号）。

したがって、市町村は、保育所の運営者に対し、保育費用を支給する義務を負っている。

#### ウ 保育所の設置認可等について

市町村はあらかじめ都道府県知事に届け出て、その他の者（社会福祉法人等）は、都道府県知事（指定都市、中核市においては市長。）の認可を得て、保育所を設置することができることとされている（児童福祉法第35条第3項、第4項）。

#### エ 保育所の設置認可の対象について

保育所の設置認可申請は、従来は社会福祉法人に限定をされていたが、平成12年の国の通知である「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）」及び「「保育所の設置認可等について」の取扱いについて（平成12年3月30日児保第10号厚生省児童家庭局保育課長通知）」（以下「国の通知」という。）により、社会福祉法人以外の者も設置認可申請をすることができることとなった。

#### オ 社会福祉法人以外の者による設置認可申請について

上記エの国の通知により、社会福祉法人以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、次の基準に照らして審査することとなっている。

(ア) 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること

(イ)～(エ) (略：経営者、職員等に関する規定)

(オ) 財務内容が適正であること。

カ 本市における保育所の状況

平成21年7月現在、市内には145か所の保育所があり、そのうち公立保育所は85か所（うち、11か所は公設民営。）で、民間保育所は60か所となっている。

なお、社会福祉法人以外の者が運営する保育所のうち株式会社が運営する保育所は、平成18年度は1か所、平成19年度には3か所、平成20年度には14か所、平成21年度は19か所となっている。

(2) 保育施策緊急5か年計画について

ア 待機児童問題について

近年、保育所の利用を希望しながら、保育所に入所できないいわゆる「待機児童」の問題が都市部を中心に深刻な社会問題となっている。

このことは、本市においても同様で、保育を希望する児童数は、昭和50年代後半から1万人台で推移していたが、平成3年度の10,062人を底に増加に転じ、平成13年度の保育所利用申請者数は11,989人、待機児童数は1,184人になった。

こうしたことから、平成14年2月に策定した保育基本計画並びにその実施計画として策定した平成15年5月の事業推進計画及び平成17年3月の同計画改訂版に基づき、平成19年度当初での待機児童の解消に向け、保育環境の整備等の充実に取り組んできた。

イ 保育緊急5か年計画の策定について

しかしながら、保育サービスの利用ニーズの高まりから、平成19年4月時点における待機児童の解消が困難となったことから、同年7月に「保育緊急5か年計画」を策定した。

この計画は、平成19年度から平成23年度までの5か年を計画年度とするもので、市内における大規模住宅建設等による人口急増地域の新たな保育需要や女性の就労形態の多様化等も考慮に入れ、平成24年度当初の保育所申請児童数を約16,400人と推計し、平成19年4月時点と比較して約2,600人分の保育受入れ枠を拡大することとしている。

ウ 小規模認可保育所について

「保育緊急5か年計画」では、従来の認可保育所の整備のみならず、30人規模の小規模認可保育所や新たな認可外保育施設の制度も導入することにより、保育受入れ枠の拡大を図ることとした。

小規模認可保育所は、比較的短期間での整備が可能であり、また人口急増地域において拠点的に整備ができることから、保育受入れ枠の早期の拡大には有効な手法であると考え、同計画において位置付けをし、平成24年度当初までに13か所、390人分を整備することとし、うち、平成20年4月には10か所、300人分を開設することとしたものである。

(3) 小規模認可保育所の募集について

ア 平成19年度中に10か所の小規模認可保育所を整備し、平成20年4月に開設をする法人の募集を平成19年10月から11月にかけて行なった。

整備地域としては、川崎駅西口、武蔵中原駅、高津駅、鷺沼駅などの9か所の駅の周辺とした。

イ 募集にあたっては、「平成19年度小規模認可保育所整備法人募集要項（以下「募集要項」という。）」及び「平成20年度開設小規模認可保育所の運営基準（以下「運営基準」という。）」を策定し、より多くの事業者を募るという観点から、社会福祉法人に加え、株式会社やNPO法人の応募も認めることとし、社会福祉法人以外の法人については、国の通知の内容を満たすことを要件とした。

ウ 最終的に、株式会社9法人、NPO法人2法人の合計11法人から応募があり、10か所について設置運営法人を選定した。

エ 上記イの要件を確認するためのものとして、応募にあたって提出させた書類は、次のとおりである。

（ア）川崎市小規模認可保育所整備事業申込書

（イ）法人調書

（ウ）役員名簿

（エ）定款、寄付行為等

（オ）法人の決算報告書（過去3か年分）

（カ）事業計画書

（キ）整備物件の案内図及び平面図

（ク）法人自己資金申告書

（ケ）現に運営する保育所等の事業概要がわかる資料

オ 安定した経営を確保するため、法人が事業を行う自己資金、運転資金が確保されているとともに、整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれることとし、国の通知に基づき募集要項及び運営基準において次のとおり定めた。

（ア）社会福祉法人以外の法人の場合は、保育所の年間事業費の12分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

（イ）不動産の賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。社会福祉法人以外の法人が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定額預金、国債等）により保有していること。

カ また、財務内容が適正であることについても、上記オと同様に国の通知に基づき募集要項及び運営基準に定めた。

（4）エムケイグループを選定した経緯について

ア エムケイグループについては、募集した10か所の小規模認可保育所のうち

高津駅周辺と武蔵中原駅周辺の2か所に応募があった。

イ 審査結果について

高津駅周辺（溝口スマイル保育園）については複数の応募があり、武蔵中原駅周辺（上小田中スマイル保育園）については、他に応募法人がなかった。

応募にあたって提出を求めた書類を審査した結果、本市の募集要項及び運営基準を満たしており、国の定める児童福祉施設最低基準にも適合していること、また会社の財務状況についても上記（3）オ及びカについて確認するとともに、本市独自の判断基準として、流動比率、当座比率、自己資本比率及び固定長期適合率の4指標について分析し、問題がないものと判断し決定した。

（5）エムケイグループへの保育所設置認可について

その後、エムケイグループから溝口スマイル保育園及び上小田中スマイル保育園に係る認可申請が提出された。

審査したところ、児童福祉施設最低基準を満たしていると判断し、平成20年4月1日付けで認可をした。

同年4月1日には、溝口スマイル保育園へは17人、上小田中スマイル保育園へは25人の児童が入所をしている。

（6）民間の認可保育所へ支給する運営費や補助金等について

上記（1）のイのとおり、保育の実施に要する費用は、市町村が支弁するものとされている（児童福祉法第51条）が、本市が民間の保育所に支弁する運営費や補助金等は、大きく分けて「運営費国基準額及び市加算分並びに延長保育費の扶助費」と、「育成費助成金、開所時間延長促進事業補助金、施設賃借料補助金等の補助金」の2つに分類される。

前者は、国の通知や市の基準等により、各保育所の入所児童数や延長保育児童数などに応じて、保育所の運営や延長保育事業の実施に最低限必要となる経費を四半期ごとの概算・精算払により支弁するものであり、いわゆる義務的経費としての性格を有するものである。

また、後者は、各種要綱の規定により、補助事業の実施を前提として、それに要する経費を通常払又は前金払により補助するものであり、これもまた、定められた補助要件に合致すれば、当然に支払われるべきものである。

（7）エムケイグループに対し、市が支払った運営費・補助金等について

請求人の主張には、支出した日から、既に1年を経過しているものや、当該認可保育所に関係のないものが含まれている。さらには、次の（8）のとおり、概算又は前金等で支払った運営費・補助金等の過払金と相殺した未払金があることも考慮されていない。

（8）市の債権回収措置について

市は、各保育所の業務停止後、直ちに、エムケイグループに対する債権・債務の整理に着手し、概算又は前金等で支払った運営費・補助金等の過払金の戻入請求と未払金の額の確定を行い、その相殺を実施して、債権の回収に努めたところである。

現在は、エムケイグループの破産手続が開始されたことから、破産管財人に破

産債権の届出を行い、債権の回収の手続きを継続している。

(9) 本監査請求について

以上のとおり、本市が、エムケイグループに対し行った上小田中スマイル保育園及び溝口スマイル保育園の運営費・補助金等の支出は適法かつ妥当なものであり、その損害を賠償する必要はないものとする。

3 監査対象局の追加説明

関係職員の陳述の翌日、関係職員から代表監査委員に対して、陳述時の説明に一部誤りがあった旨の説明及び陳謝があった。その後、説明内容の一部の修正（下記（４）のとおり）及び陳述での説明の補足（監査委員の質問への回答等）を記載した文書の提出が、平成21年7月22日付けであった。その内容の概要は、次のとおりである。

なお、陳述時の説明は、本件措置請求を監査委員が判断するに当たって重要なものであり、関係職員の説明に誤りがあったことは、誠に遺憾である。

(1) エムケイグループ選定時の選考委員会に関する事

正式名称を「川崎市保育所設置・運営法人選考委員会」といい、本市が、設置・運営主体となる法人を募集した上で、整備を行う新設保育所について、当該主体となる法人を選定するにあたり、広く意見を聴き、公平かつ適正な選考を行うために設置されたものである。

委員会は、原則として、委員10人以内をもって構成することとしており、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命することとなっていた。

ア 川崎市児童福祉審議会委員

イ 学識経験者

ウ 川崎市民間保育所事業者代表

エ 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会役職者

オ 市民団体代表

カ 市職員のうちから市長が指名する者

(2) 小規模認可保育所整備法人の決定経過等

ア 平成19年10月5日（金）

小規模認可保育所整備法人募集の説明会を開催し、募集を開始した。

イ 平成19年11月5日（月） 募集締切り（第1次）

次のとおり、7物件、8法人からの応募があった。

| 応募法人          | 応募物件    |       |
|---------------|---------|-------|
| (株) ばんびーな     | 幸区南幸町   | } ※競合 |
| (特非) A        | 幸区南幸町   |       |
| (株) エムケイグループ  | 中原区上小田中 |       |
| (株) みつば       | 高津区坂戸   | } ※競合 |
| (株) グレース      | 高津区下作延  |       |
| (特非) 子ども未来じゅく | 高津区久地   |       |
| (株) エムケイグループ  | 高津区溝口   |       |
| (株) B         | 高津区溝口   |       |
| (株) 日本保育サービス  | 宮前区鷺沼   |       |

※(特非) 特定非営利活動法人

※(株) 株式会社

中原区上小田中の物件を除き中原区内（武蔵小杉駅、新丸子駅、元住吉駅周辺）の応募がなく、また、中原区上小田中の物件についても、建築基準法上の確認を行っていたので、中原区内については申込み締切日の延長を決め、平成19年11月15日（木）までとした。

ウ 平成19年11月15日（木）募集締切り（第2次）

新たな応募がなく、平成19年11月22日（木）まで申込み締切日を再延長した。

エ 平成19年11月16日（金）選考委員会開催

法人選考委員会を開催し、中原区上小田中の物件（後の上小田中スマイル保育園）のエムケイグループを除いた6物件、8法人について評価を行なった。

評価方法としては、150点満点の評価基準を基に各委員が評価し、委員の評価点を合計し、その平均点が90点を超えることを条件とした。結果は、8法人とも90点を超えており、適格性はあるとの評価となった。なお、同一物件で他法人と競合していた、川崎駅西口の「特定非営利活動法人A」と高津駅周辺の「株式会社B」については、点数比較で、選考されなかった。

オ 平成19年11月21日（水）

新たな応募がなく、平成19年11月30日（金）まで、申込み締切日を再々延長した。

カ 平成19年11月30日（金）

中原区内の整備について、新たに法人から申込書が提出されたが、競合する法人がなかったため、中原区上小田中の物件を含め、選考委員の承諾を得て、児童福祉施設最低基準等の遵守について所管課で確認を行い、選考委員に報告し、選定した。

キ 平成19年12月3日（月）

選考委員会における評価も参考にし、本市として法人を次のとおり決定した。

|    | 選定法人           | 選定物件            |
|----|----------------|-----------------|
| 1  | (株) ばんびーな      | 幸区南幸町 2-76      |
| 2  | (株) こどもの森      | 中原区新丸子東 2-901   |
| 3  | (株) エス. エイ. ワイ | 中原区新丸子町 727-3   |
| 4  | ワオ・ジャパン (株)    | 中原区木月 2-17-1    |
| 5  | (株) エムケイグループ   | 中原区上小田中 3-25-29 |
| 6  | (株) みつば        | 高津区坂戸 3-2-1     |
| 7  | (特非) 子ども未来じゅく  | 高津区久地 1-19-8    |
| 8  | (株) グレース       | 高津区下作延 1914     |
| 9  | (株) エムケイグループ   | 高津区溝口 6-23-16   |
| 10 | (株) 日本保育サービス   | 宮前区鷺沼 1-22-6    |

(3) 安定した財務基盤を有しているか等について

ア 応募法人の選考と保育所設置認可とは、厳密には別の手続きではあるが、余程のことがない限り、事実上、認可をすることを前提として選考をするものであることから、応募の段階から、保育の考え方や物件の所在地などのほか、設置認可に必要な決算報告書の提出を求めている。

イ 国の通知（局長通知）では、社会福祉法人以外の者による保育所の設置認可申請の審査の基準の一つとして、「財務内容が適正であること。」とされており、別の通知（課長通知）では、その具体的内容として「直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも「財務内容が適正である。」に当たらないこと。」とされていることから、3年連続して損失を計上していないことを確認した。

ウ 提出された法人自己資金申告書により、保育所の年間事業費の12分の1に相当する資金を普通預金等で有しており、かつ、1年間の賃借料に相当する額と1千万円の合計額を普通預金等で有していることを確認した。

エムケイグループの2園については、上小田中スマイル保育園、溝口スマイル保育園とも、年間事業費は約5,000万となることから、その12分の1の約416万円ずつを普通預金等で有していることを確認した。

エ 上小田中スマイル保育園の年間賃借料は約432万円、溝口スマイル保育園の年間賃借料は約594万円との計画であることから、それぞれ1千万円を加えた約1,432万円と約1,594万円を普通預金等で有していることを確認した。

オ 平成19年8月31日現在の残高試算表も含め確認し、財務内容は適正であ

ると判断した。

(4) 平成21年7月7日(火)の陳述における説明の訂正について

選考にあたって、貸借対照表の記載から、流動比率をはじめとする諸比率を算定したところ適合していた旨の説明をした。しかしながら、これは本件の選考当時の関係職員からの事情聴取が不十分であったことや関係書類の確認結果を誤認していたこと等による、誤った説明であった。

実際に貸借対照表の分析を行なったのは、平成20年10月31日のエムケイグループの事業停止を受けた後の平成20年12月頃であった。選考にあたって分析を行なったものではなく、時点的なずれがあることが判明した。

謹んでお詫びするとともに、訂正をさせていただきます。

(5) 認可申請日と認可日が接近していることについて

平成20年4月1日付けの認可に係る申請日が、認可日の前日の同年3月31日となっている。この理由は、法人募集の段階における要件の確認、選考の段階における審査を経て法人を決定した後に、認可に向けた協議・指導を継続するなど、十分な期間をかけた上で、建物平面図を添付した認可申請書として受理をした日が平成20年3月31日であったためである。

4 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 小規模認可保育所について

「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日付厚生省児童家庭局長通知)で、「60人未満の定員の保育所(以下「小規模保育所」という。)の設置認可申請については、(中略)保育所の定員を60人以上とすることが困難であること、当該地域について20人以上の保育需要が継続すると見込まれること及び他に適切な方法がないことを確認の上、以下の要件に適合することを審査し、小規模保育所として設置認可を行って差し支えないものであること」と定められている。

(2) 平成19年11月16日(金)に開催された川崎市保育所設置・運営法人選考委員会の委員について

選考委員会の委員数は8人で選任区分は次のとおりであった。なお、公認会計士等、法人の財務状況分析に関する分野の選任区分はなかった。

|                |    |
|----------------|----|
| ア 学識経験者(保育関係)  | 1人 |
| イ 川崎市児童福祉審議会委員 | 2人 |
| ウ 民間保育所事業者代表   | 1人 |
| エ 社会福祉協議会役職者   | 1人 |
| オ 市民団体代表       | 1人 |
| カ 行政           | 2人 |

(3) エムケイグループの概要について

応募の際に市に提出された申込書類(法人調書、定款等)によると主な会社概要は次のとおりであった。

ア 設立年月日 平成8年10月19日

イ 目的

- (ア) 保育所の運営
- (イ) 病児保育室所の運営
- (ウ) 学童保育（放課後児童健全育成事業）の運営
- (エ) 建築・土木の設計、施工、管理
- (オ) 電気通信設備・電気設備・消防設備の調査・設計・施工・保守及び修理
- (カ) 電気通信設備機器・電気設備機器・消防設備機器の販売及び修理
- (キ)～(ネ) (略)
- (ノ) 各種企業に対する経営コンサルタント業務
- (ハ) 前各号に付帯する一切の業務

ウ 資本金の額

1億1780万円

(4) 事業の継承について

平成20年10月31日の上小田中スマイル保育園及び溝口スマイル保育園の業務停止後、エムケイグループから株式会社日本保育サービスへ事業が継承されることとなった。

これにより、溝口スマイル保育園については、キッズプラザアスク高津保育園として同年11月1日に認可し事業を継続することとなった。

同様に、上小田中スマイル保育園については、キッズプラザアスク上小田中保育園として同年12月15日に認可し事業を継続することとなった。なお、この間、園児については一時的に近隣の認可保育所へ転園となっていた。

(5) エムケイグループの運営する他の保育施設

エムケイグループは、本件措置請求の対象となっている小規模認可保育所2園の他に、認可外の保育施設を「ハッピースマイル高津駅前園」及び「保育所ハッピースマイル溝の口駅前園」という名称で、高津区内に2施設運営していた。

なお、その2園についても、現在は同じ施設で新たな事業者へ業務が引継がれている。

(6) 安定した財務基盤を有しているかについての審査基準等

ア 小規模認可保育所整備法人の選考における募集要項及び運営基準では、審査基準として「必要な経済的基礎があること」とされ、具体的には次のように定めている。

(ア) 社会福祉法人以外の法人の場合は、保育所の年間事業費の12分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(イ) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。社会福祉法人以外の法人が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定額預金、国債等）により保有している

こと。

なお、この審査基準は国の通知における内容と基本的に同様であり、市独自に加えたものはない。

イ また、募集要項及び運営基準では、社会福祉法人以外の法人の場合は審査基準として「財務内容が適正であること」とされ、具体的には「直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも「財務内容が適正である」にあたらないこと。」と定めている。

上記アと同じくこの審査基準は、国の通知における内容と基本的に同様であり、市独自に加えたものはない。

ウ 上記3(2)エに記載の選考委員会での評価方法において、評価項目の「安定した財政基盤を有しているか」についての配点割合は、150点中の10点であった。

(7) エムケイグループの財政状況等について

ア エムケイグループの事業年度は、「9月1日～8月31日」である。

イ 平成16年8月期から平成18年8月期までの損益計算書では、全て、3事業年度とも(最終)損失は計上されていない。

ウ ただし、平成18年8月期は、貸借対照表によると、負債が資産よりも多い状態である債務超過となっていた。

エ 決算書類とともに選定の際に提出された、平成19年8月期の残高試算表の貸借対照表では、債務超過とはなっていなかった。

オ なお、平成16年8月期から平成18年8月期までの3事業年度の決算内容について、経営の安定性を示す4種類の主な財務指標を試算すると次のとおりである。

| 指標の説明                                                                                                                                                    | 平成16年  | 平成17年  | 平成18年  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|
| <b>流動比率</b><br>短期に支払期限が到来する流動負債に充当することが可能な流動資産をどの程度持っているかを示す。<br><br>一般に、200%以上が望ましいとされている。<br>流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100                               | 245.1% | 144.0% | 448.4% |
| <b>当座比率</b><br>流動比率よりも短期的な支払能力を示す。流動資産から棚卸資産を控除する。<br><br>一般に、当座比率は100%以上が望ましいとされている。<br>当座比率(%) = 当座資産 ÷ 流動負債 × 100<br>※当座資産 = 流動資産 - 棚卸資産 (対象年ではいずれも0) | 245.1% | 144.0% | 448.4% |
| <b>固定長期適合率</b><br>長期的な安全性を評価する指標<br><br>この指標は、100%以下にすることが理想とされている。<br>固定長期適合率(%) = 固定資産 ÷ (自己資本 + 固定負債) × 100                                           | 42.6%  | 74.7%  | 60.4%  |
| <b>自己資本比率</b><br>長期的な安全性を評価する指標<br><br>この指標は、50%以上あれば理想的とされている。<br>自己資本比率 = 自己資本 ÷ (自己資本 + 他人資本) × 100<br>※自己資本 = 資本、他人資本 = 負債                           | 13.0%  | 6.4%   | -1.8%  |

#### (8) 債権・債務額等

ア 今回の住民監査請求の提出日までの1年以内に、市がエムケイグループに対して認可保育所2か所分として支出した運営費及び補助金の額の総計は、関係職員から提出された資料によると次のとおりである。

|                  |             |
|------------------|-------------|
| (ア) 上小田中スマイル保育園分 | 24,992,045円 |
| (イ) 溝口スマイル保育園分   | 20,683,716円 |
| (合計)             | 45,675,761円 |

イ 市のエムケイグループに対する返還請求額及び債権・債務の内訳は、関係職員から提出された資料によると次のとおりである。

##### (ア) 最終的な相殺後の返還請求額

市のエムケイグループに対する最終的な相殺後の返還請求額は、次の(イ)の債権「8,206,509円」と(ウ)の債務「1,204,520円」を相殺した「7,001,989円」で、それを破産債権として届出を行った。

##### (イ) 本件措置請求に関する債権・債務の内訳

<上小田中スマイル保育園分>

|                    | 過払金       | 未払金       |
|--------------------|-----------|-----------|
| 運営費国基準額（７～９月精算分）   | 220,440   | 0         |
| 運営費市加算分（７～９月精算分）   | 3,468     | 0         |
| 運営費市加算分（１０～１２月精算分） | 182,784   | 0         |
| 運営費国基準額（１０～１２月精算分） | 5,069,560 | 0         |
| 延長保育費（４～６月精算分）     | 0         | 118,934   |
| 延長保育費（７～９月精算分）     | 0         | 75,867    |
| 延長保育費（１０月分）        | 0         | 355,700   |
| 育成費助成金（４～１０月分）     | 1,999,885 | 0         |
| 開所時間延長促進事業補助金      | 958,380   | 0         |
| 施設賃借料補助金           | 0         | 2,520,000 |
| 合計                 | 8,434,517 | 3,070,501 |
| 相殺後の債権額            |           | 5,364,016 |

<溝口スマイル保育園分>

|                    | 過払金       | 未払金       |
|--------------------|-----------|-----------|
| 運営費国基準額（７～９月精算分）   | 0         | 365,780   |
| 運営費市加算分（７～９月精算分）   | 0         | 14,172    |
| 運営費市加算分（１０～１２月精算分） | 156,353   | 0         |
| 運営費国基準額（１０～１２月精算分） | 4,270,040 | 0         |
| 延長保育費（４～６月精算分）     | 0         | 0         |
| 延長保育費（７～９月精算分）     | 0         | 0         |
| 延長保育費（１０月分）        | 0         | 284,833   |
| 育成費助成金（４～１０月分）     | 1,283,005 | 0         |
| 開所時間延長促進事業補助金      | 958,380   | 0         |
| 施設賃借料補助金           | 0         | 3,160,500 |
| 合計                 | 6,667,778 | 3,825,285 |
| 相殺後の債権額            |           | 2,842,493 |

本件措置請求に関連するエムケイグループに対する債権額は、「８，２０６，５０９円」である。

(ウ) 本件請求以外の認可外保育施設に関する債権・債務の内訳

上記（５）のとおり、エムケイグループは、市内に認可外保育施設も運営しており、市はそれらに対しても運営費を支出しており、その債権・債務の状況は次のとおりである。

<住民監査請求対象外：ハッピースマイル高津駅前園・溝の口駅前園分>

|                     | 過払金 | 未払金       |
|---------------------|-----|-----------|
| 高津駅前園援護費（１０月分）      | 0   | 1,098,575 |
| 溝の口駅前園援護費（４～１０月追加分） | 0   | 105,945   |
| 合計                  | 0   | 1,204,520 |

ウ なお、関係職員の説明によると、上記第１請求の受理等２において、行為後１年を経過としているため、所定の要件を欠くものとした施設整備補助金２１，３７７，０００円については、エムケイグループの業務停止後に同じ施設で新

たな事業者へ業務が引継がれており、返還させる必要がないことから、債権からは除外しているとのことである。

## 5 監査委員の判断

住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、法第242条第8項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

監査委員は、本件措置請求を受理して以来、上記監査対象事項について慎重に審議を重ねてきたが、意見が一致せず、最終的に合議不調となったことから、監査及び勧告についての決定には至らなかった。参考までに、以下に監査委員の意見の主旨を列記する。

### (1) 請求に理由がないとする意見

#### ア 営利法人に小規模認可保育所を運営させることの是非について

平成12年の国の通知により、社会福祉法人以外の営利法人も保育所の設置認可申請をできるとされている。そして、どの設置主体を問わず認可保育所には、児童福祉法上の規制が課されるものである。市は児童福祉法上の保育の実施義務を負っており、平成19年度小規模保育所整備法人を募集するにあたり、どのような設置主体を募集の対象とするかは、市長の裁量の範囲内のものである。市においては、昨今の急激な人口増加があること、女性の社会進出に伴い、経済的困窮や健康上の理由によって保育ができない場合に限らず、多くの乳児・幼児が児童福祉法第24条に定める「保育に欠ける」状態となっていること、国の通知では、営利法人の保育業務への参入を認めることを前提として審査基準を示していること、他の自治体においては、既に営利法人の運営する認可保育所があり、それらの業務内容が、公立保育所に比し明らかに劣っているとの客観的資料もないこと等を勘案すれば、市が増加する待機児童の解消という喫緊の課題に対処するために、営利法人の保育業務への参入を認め、これを監督、育成するのは、保育行政における選択肢の1つとして合理性があると考えられる。

したがって、小規模保育所整備法人の募集の対象に営利法人を含め、そして、結果として選定したことについては、市長の裁量権の濫用又は逸脱は認められず、違法又は不当とはいえない。

#### イ エムケイグループの財務内容等に関する市の検討に、違法又は不当はなかったかについて

(ア) 市は、小規模認可保育所の選考において、「財務内容が適正であること」及び「必要な経済的基礎があること」の審査基準を定めている。審査基準の設定も長の裁量に委ねられているものであるが、市の設定した審査基準は、国の通知に示された審査基準に沿ったものであり、不合理な基準とはいえない。

(イ) エムケイグループは、上記の市の審査基準に従い、外部の有識者等が主な委員である選考委員会の評価を経て選定されたものであるが、提出された資料によれば、エムケイグループの直近3か年の決算状況は、上記4事実関係の確認等(7)イのとおり、3事業年度連続しての損失は計上されていない。

また、年間事業費及び不動産の賃借料にかかわる資金面も含めて、市が設定した「財務内容が適正であること」及び「必要な経済的基礎があること」の審査基準をすべて満たしており、さらにエムケイグループから3事業年度の決算資料に併せて提出されていた平成19年8月期の試算表では財務状況が改善されていた。上記のとおり、財務的な審査基準を満たし、選定委員会の評価を踏まえている以上、待機児童解消という喫緊の課題に対処するため、エムケイグループを選定した判断には合理性が認められる。

もっとも、平成18年8月期の決算では経常損失があり、借入金及び貸付金が増加、貸倒引当金の計上もあり、債務超過でもあることから、審査基準とは別に、公認会計士に依頼して上記財務状況の変化の原因について、より慎重に検討することが望ましかったと思われるが、それをしていないことをもって明らかに不当とはいえない。なぜなら、平成19年8月期の決算では経常利益を計上し財務状況は前年度より改善していること、平成19年9月に大手都市銀行から億円単位の融資を受けており（破産手続開始申立書による）、この時点において大手都市銀行の融資審査を通っていること、破産原因は、保育以外の事業の一部の内装工事の急激な受注減による銀行債務返済遅滞により、銀行預金が凍結されたことによるものと考えられること（破産申立に際しての代表者の説明による）等の事情からすれば、仮に、平成19年の選考時点で、より詳細に財務状況を検討したとしても、決算書の内容から1年後の経営破たんを相当の確実性をもって予測することは困難であったと考えられるからである。

以上のことから、選考時の市の検討には、違法性、不当性は認められない。

ウ 市のエムケイグループに対する運営費及び補助金の支出は、違法又は不当か。また、当該支出を行ったことにより、市長等に損害賠償を求めるべきかについて

請求人は、市がエムケイグループに支出した運営費及び補助金は全て市の損害であると主張する。

しかしながら、上記ア及びイに述べたとおり、営利法人を募集対象としたこと、及びエムケイグループを選定、認可したことについて、違法性、不当性が認められないことから、市が、上記認可に基づき、平成20年度の運営費及び補助金を順次支出したことには、違法性、不当性は認められない。

また、平成20年4月から10月末までは開園して保育を実施しており、その期間に対応する運営費及び補助金については、支出目的に即して使用されたものであって、市には損害は生じていない。

したがって、市は、結果的には、エムケイグループの破たん及び保育業務の停止によって、入所児童及びその保護者を一時的に混乱させたことについては、その責任を痛感すべきであるが、上記の事情からすれば、市の行った運営費及び補助金の支出は、違法又は不当と認めることはできず、目的にしたがって使用されなかった運営費及び補助金の一部に回収不能が生じたとしても、市長その他関係職員が、市に対して賠償義務を負うものではない。

エ なお、上記のとおり、認可保育所に営利法人の参入を認めることは、市長の裁量権の範囲内であるが、その場合は、公認会計士等に依頼して、国の通知とは別にできる限り詳細に財務状況を審査することが望ましい。

また、営利法人については、認可又は補助金交付にあたって財務資料のすべてを網羅的に審査することは不可能であり、経済情勢の変化や取引金融機関との関係等の事情から急激に財務状況が悪化することもあり得る。安定性及び継続性が求められる保育業務の性格に鑑みると、営利法人の参入を認める場合は、認可時のみならず、補助金支出時期等において保育業務状況をチェックし、さらには、万が一、認可した営利法人が破たんした場合も、保育業務自体が停止・中断しないようにする仕組みづくりを検討すべきである。

(2) 請求に理由があるとする意見

ア 営利法人に小規模認可保育所を運営させることの是非について

保育所の設置認可に係る平成12年の国の通知により、社会福祉法人以外の営利法人についても認可保育所を運営できることとなった。したがって、市が営利法人に小規模認可保育所を運営させることは、違法とはいえない。しかしながら、保育事業には安定性及び専門性の継続が求められ、社会福祉法人に比べて破産というリスクが高い営利法人は基本的になじまない。また、本件で明らかになったように、上小田中スマイル保育園の突然の事業停止では、事業の継承に1ヵ月半の期間を費やした。平成19年度小規模認可保育所整備法人募集にあたり、認可した営利法人が破たんした場合に保育業務自体が停止・中断しないようなセイフティーネットを確立していない状況であるにもかかわらず営利法人に参入を認めた市長の判断は、不当である。

イ エムケイグループの財務内容等に関する市の検討に、違法又は不当はなかったかについて

市は、小規模認可保育所の選考において、「財務内容が適正であること」及び「必要な経済的基礎があること」の審査基準を定めている。その審査基準は、国の通知に示された審査基準に限られ、市が独自に付加した基準はなく、営利法人の経営の安定性を評価する観点では、不十分であった。なお、エムケイグループはこの市の審査基準に従い、外部の有識者が主な委員である選考委員会の評価を経て選定されている。この選考委員会の委員の構成は、保育内容を重視しており、委員に公認会計士等の会計の専門家が含まれていなかった。また、選考委員会では、会計専門家の意見を聴く仕組みもとっておらず、財務内容の確認体制という観点でも、不十分であった。

確かに、エムケイグループは、3年連続して損失を計上していないということなど「財務内容が適正であること」及び「必要な経済的基礎があること」の市の審査基準を満たしていた。しかしながら、平成18年8月期では、債務超過となっていたことから、経営の安定性に疑義があることは明白であった。

以上のことから、エムケイグループ経営の安定性に問題がないと市長が漫然と判断したことは、社会通念上妥当性を欠くものである。

ウ 市のエムケイグループに対する運営費及び補助金の支出は、違法又は不当か。

また、当該支出を行ったことにより、市長等に損害賠償を求めるべきかについて

エムケイグループに対する運営費及び補助金の支出は、営利法人も対象とする不当な募集並びに営利法人の財務内容について適正を欠く審査によりなされた選定及び認可の結果に基づくものであり、支出手続そのものに違法性はなかったとしても、不当な公金の支出にあたる。

なお、請求人の主張する損害額「78,534,421円」には、期間徒過したもの（一部、本件措置請求の対象外のものもある）等が含まれているので、全額が市の損害額であるとはいえない。ただし、市は、自ら認めているところであるが、本件2園分にかかる過払金と未払金の相殺額「8,206,509円」を含めて、総額「7,001,989円」を破産管財人にエムケイグループに対する破産債権として届けている。その大部分について回収は困難であり、市に損害が発生する可能性が高いと考える。回収不可能な額（損害額）が確定したならば、少なくとも、当該金額については、市長その他関係職員は、市に対して賠償義務を負うものである。